

処分年月日	2023 年 10 月 10 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	大和証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会の役員である甲は、顧客から「証券カードの使い方が分からない」という申し出を受けたことを利用して証券カードを詐取し、また、別の顧客に「証券カードの有効性を確認する」という虚偽の説明をして証券カードを詐取したうえで、平成 31 年 4 月から令和 2 年 10 月までの間、当該証券カードを使用して、顧客 2 名から 19 回にわたり、合計約 1,700 万円を ATM から引き出し、甲の借入金の返済や生活費等に費消した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	—